

# 埼玉県建築審査会運営規程

平成17年7月21日  
埼玉県建築審査会決裁第1号

## (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県建築審査会規則（平成17年埼玉県規則第124号）第9条の規定に基づき、埼玉県建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (招集)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の3日前までに、会議の日時、場所及び事件を示して、招集の通知をしなければならない。

- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査会を招集しなければならない。
  - 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基き裁定をする必要があるとき。
  - 二 建築基準法の規定に基き知事から同意を求められたとき。
  - 三 知事の諮問があったとき。
  - 四 委員の総数の2分の1以上の委員から、審査会に付議すべき事件を示して審査会の招集の請求があったとき。
  - 五 その他会長が必要と認めたとき。

## (会議開催の周知)

第3条 会長は、審査会を開催するに当たっては、当該審査会開催日の1週間前までに次の事項を埼玉県庁舎内の掲示板に掲示する方法等により、県民に周知しなければならない。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 一 開催日時
- 二 開催場所
- 三 議題
- 四 傍聴者の定員
- 五 傍聴手続き
- 六 問い合わせ先

## (議事録)

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載し議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議案又は事件の内容
- 四 議決事項
- 五 議事の経過
- 六 賛否の数
- 七 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

(会場の秩序維持)

第5条 審査会は、会議を公開するに当たり、傍聴に係る遵守事項等を定め、これを会場に掲示する等の方法により傍聴者に周知し、会場の秩序の維持に努めなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。